

## 第7章 根室市の下水道財政の見通し

### 7-1 現在の財政状況

下水道事業会計は経営収支を明らかにするため、地方公営企業法を平成14年度に一部を適用し、平成18年度より全部適用し、一般会計から独立した下水道事業会計を設けて運営しています。

現在の下水道使用料は、昭和60年8月28日に施行し、対象経費は「維持管理費」としてしています。

令和元年度決算においては、下水道利用者から使用料を頂き汚水処理するための「収益的収支」で46,545千円の純損失を計上しましたが、減価償却費（非現金支出が高額であるため、単年度現金収支は増加し内部留保資金の年度末残高は332,702千円となっている状況です。

### 7-2 今後の財政の見通し

下水道事業の経理内容については、管理運営に関するもの（収益的収支）と、施設建設に関するもの（資本的収支）とに分かれているため、この2項目について今後の財政の見通しを予測します。

#### ◇ 収益的収支

収益的収支とは、汚水の収集・処理や雨水の排除などのために必要な支出と、その財源からなる収入をいいます。

支出には、管路、ポンプ場、終末処理場の維持管理費、借入金の支払利息、減価償却費などが計上されており、また、収入は下水道利用者の使用料と一般会計からの繰入金が大部分を占めています。

収入のうち、一般会計からの繰入金は、一般会計繰出基準の定めにより公費負担が原則とされている「雨水処理に要する経費」などとなっています。

今後も水洗化率の向上を図っていきますが、人口減少を要因とする有収水量の減に伴い、使用料収入は減少傾向で推移するものと予測されます。

一方、支出については、支払利息が減少していくものの、施設の維持管理に要する費用の増加が見込まれ、支出全体では増加傾向で推移するものと予測されます。

◇ 資本的収支

資本的収支とは、施設を整備・改築するために必要な支出と、その財源となる収入をいいます。

支出には、新たな施設の整備、既存施設の長寿命化対策などの建設改良費、これまでに整備した施設に係わる企業債償還金などであり、また収入には、施設の整備・改築の財源となる企業債や国からの補助金、企業債元金償還の一部に対する一般会計繰入金などです。

今後も、支出に対して収入が不足する分については、減価償却費（非現金支出）等により生じる内部留保資金を充てることなどにより事業を運営していきます。